

経営者の皆様・人事の皆様

2015年
12月

従業員のこころの
負担が積み重なる前に



労働安全衛生法改正によるストレスチェック制度とは？

労働安全衛生法改正により、2015年12月1日から50人以上の事業所にはストレスチェックが義務化される制度が施行されました。事業所が行うべき内容は、大きく下記の2つがあります。

1

ストレスチェックの実施

- 常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施
- ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」「心身のストレス反応」「周囲のサポート」の3領域を含む

2

面接指導の実施

- 高ストレスと評価された労働者から申し出があった時は、医師による面接指導を行うことが事業者の義務
- 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認められた時は、就業上の措置が必要

そこで

ストレスチェックパッケージの

Well診断®



の活用で、イキイキした
職場作りをしませんか。

「Well診断®」
とは

職業性ストレス簡易調査票をもとに、一般社団法人ウエルフルジャパンが結果の見やすさや、会社にとって使いやすいものとして法令遵守でつくったストレスチェックです。



▶ 詳細はウラ面をご覧ください

ストレスチェックの
実施が義務化されました

ストレスチェックは Well 診断[®] にお任せください!



「Well 診断[®]」の3つの特長

01 社労士による開発だから実務的

社会保険労務士による開発パッケージですので、労働者と事業主の立場に即した実務性をフィードバックできます。企業の人事目線に即したパフォーマンスは、人事や求人を経費を最大限に抑えられる強力なツールとなります。

02 一部上場企業でも導入の信頼感

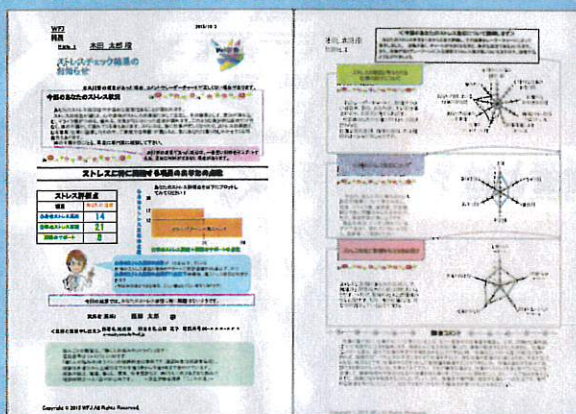
診断結果の見やすさや使いやすさ、また、診断のクオリティの信頼性から、一部上場企業でも導入していただき、高い評価をいただいています。大企業が重視するコンプライアンスの上でも安心して導入いただけます。

03 リーズナブルな価格設定

Well 診断[®]はリーズナブルな価格設定で、受検者1人1人に費用がかかってきます。また、会社丸ごとの診断や、部署毎に細分化した診断も行うことができます。実施者を立てられない企業の場合、提携の医師が実施者となることが可能です。

個人へのフィードバックシート

▼個人向け結果は見やすく工夫



組織へのフィードバックシート

▼組織診断で会社の「ストレスの度合い」が明確に



▼部署毎のストレス状況一覧表により、早期の職場改善部署が一目瞭然



企業の成長のための

ストレスチェックのメリット

「高ストレス者数を把握し、出現数減少を徹底する」

高ストレス者は、メンタルヘルス不調に陥る可能性が高いとされています。よって、高ストレス者の実態（出現状況、出現原因等）をデジタルに把握、分析し、高ストレス者数（ひいては、メンタルヘルス不調者数）を減らすための組織的な取組を支援しPDCAサイクルを回します。

「健康リスク値を把握し、改善する」

従業員が受けている仕事でのストレスは、健康リスク値である程度把握、評価することができます。個別事情を勘案した職場環境改善のための具体的な取組を我々は支援しています。



ストレスチェックは法令順守のためよりも、長期的視野に立った企業のメリットが大きい



お問い合わせ先

〒600-8176 京都市下京区北町183
烏丸六条ビル6階

みやこ社会保険労務士事務所
社会保険労務士 松村 篤

TEL075-276-2989 FAX075-708-6420